



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 5月27日火曜日 第1460号

### ◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等  
の変更の許可申請の概要..... 619

土地改良区の定款変更の認可（2件）..... 620

解除予定保安林..... 620

家畜人工授精師の免許証の交付..... 620

道路の区域変更（県道大下白濁線）..... 620

道路の区域変更（一般国道441号）..... 620

道路の供用開始（"）..... 621

道路の区域変更（県道串中山線）..... 621

道路の供用開始（"）..... 621

道路の区域変更（県道肱川公園線）..... 621

道路の供用開始（"）..... 621

道路の区域変更（一般国道378号）..... 622

道路の供用開始（"）..... 622

道路の区域変更（県道宿毛津島線）..... 622

道路の供用開始（"）..... 622

都市計画の変更（追加）案の縦覧（3件）..... 623

### 公 告

愛媛県保育士試験の実施..... 623

愛媛県立農業大学校入学試験の実施..... 623

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1220号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新宮村役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年 5月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
鹿島建設株式会社  
東京都港区赤坂一丁目2番7号  
代表取締役社長 梅田貞夫
- 事業場の名称及び所在地  
鹿島建設株式会社・株木建設株式会社高知自動車道（4車線化）黒田トンネル工事共同企業体  
宇摩郡新宮村馬立甲87-2
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号
- 変更しようとする事項の内容  
汚染等の処理の方法並びに排出水の量の変更
- 汚水等の処理施設に関する事項

### 濁水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設の主要寸法		縦 10.0メートル 横 6.5メートル 高さ 3.524メートル		縦 26.0メートル 横 11.5メートル 高さ 3.524メートル	
処理施設の能力		1時間当たり30立方メートル処理		1時間当たり60立方メートル処理	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,500 最大 3,000	通常 20 最大 25	通常 1,000 最大 1,500	通常 20 最大 25
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.04 最大 0.05	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 180 最大 330	通常 180 最大 330	通常 330 最大 1,150	通常 330 最大 1,150

#### 6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

##### No.1排水口

汚水等の汚染状態の値		変 更 前		変 更 後	
汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前		変 更 後	
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5		
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0		
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 25	通常 20 最大 25		
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0		
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.04 最大 0.05			

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 180 最大 330	通常 330 最大 1,150
----------------------------	------------------	--------------------

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1221号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、石手川北部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年5月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1222号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松山市祝谷土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年5月27日

○愛媛県告示第1224号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成15年5月27日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	免許年月日	家畜の種類	免許資格	本籍地	現住所	氏名 生年月日
第1772号	平成15年5月27日	牛	家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務	愛媛県	北宇和郡三間町大字元宗291番地	河野裕喜 昭和50年3月24日

○愛媛県告示第1225号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大下白瀧線	越智郡関前村大字岡村甲738番2地先から 同大字甲852番3地先まで	旧	メートル 3.9~4.8 4.0	キロメートル 0.045	
			新	3.9~4.8	0.045	

○愛媛県告示第1226号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	441号	大洲市松尾1440番12から 同市梅川407番3まで	旧	メートル 3.8~12.8	キロメートル 0.320	
			新	11.6~36.8	0.320	

## ○愛媛県告示第1227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	大洲市松尾1440番12から 同市梅川407番3まで	平成15年 5月27日

## ○愛媛県告示第1228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	串中山線	喜多郡内子町石畳2154番2	旧	メートル 5.2～9.2	キロメートル 0.016	
			新	6.5～9.3	0.016	

## ○愛媛県告示第1229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串中山線	喜多郡内子町石畳2154番2	平成15年 5月27日

## ○愛媛県告示第1230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字予子林1832番1地先から 同大字1597番4まで	旧	メートル 10.8～30.8	キロメートル 0.120	
			新	4.7～30.8	0.120	

## ○愛媛県告示第1231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字予子林1832番1地先から 同大字1597番4まで	平成15年5月27日

## ○愛媛県告示第1232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	東宇和郡明浜町大字田之浜乙533番8	旧	メートル 7.0～7.5	キロメートル 0.016	
			新	8.0～11.4	0.016	

## ○愛媛県告示第1233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	東宇和郡明浜町大字田之浜乙533番8	平成15年5月27日

## ○愛媛県告示第1234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班 地先	旧	メートル 4.4～10.6	キロメートル 0.206	
			新	14.0～27.8	0.203	

## ○愛媛県告示第1235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班地先	平成15年5月27日

○愛媛県告示第1236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成15年5月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画道路  
1・4・1 自動車専用松山外環状線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第1237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成15年5月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
松山広域都市計画道路 3・1・3 松山外環状線	松山広域都市計画道路 3・2・3 来住余戸線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 松山市北井門町、市坪南三丁目、市坪西町、出合及び余戸南二丁目
  - (2) 削除する部分 松山市来住町、今在家四丁目、北土居町、北井門町、井門町、古川南三丁目、古川西三丁目、市坪南三丁目、市坪西町、出合並びに余戸南一丁目及び二丁目

○愛媛県告示第1238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成15年5月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画公園  
6・6・1 松山中央公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 松山市市坪西町
  - (2) 削除する部分 松山市市坪西町

公 告

○公 告

愛媛県保育士試験の実施について

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第10項の規定により、平成15年愛媛県保育士試験を次のとおり実施する。

平成15年5月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 試験期日
  - (1) 保育実習（実地）を除く科目の試験日  
平成15年8月7日（木）及び8月8日（金）
  - (2) 保育実習（実地）の試験日  
平成15年8月9日（土）及び8月10日（日）
- 2 試験場所
  - (1) 保育実習（実地）を除く科目の試験場  
松山市持田町三丁目8番15号  
愛媛県総合社会福祉会館
  - (2) 保育実習（実地）の試験場  
松山市御幸二丁目3番41号  
愛媛県立保育専門学校
- 3 受験申請書の提出期間  
平成15年6月16日（月）から同年6月27日（金）まで。  
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験申請書の請求先及び提出先  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成16年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成15年5月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 入学試験の区分  
養成部門及び専攻科
- 2 入学試験の期日
  - (1) 養成部門
    - ア 一般入学試験  
平成16年1月22日（木） 学科試験及び面接試験
    - イ 推薦入学試験  
平成15年11月20日（木） 学科試験及び面接試験
  - (2) 専攻科  
平成16年1月21日（水） 学科試験及び面接試験
- 3 入学試験の場所  
松山市下伊台町1553番地  
愛媛県立農業大学校
- 4 募集人員、修業年限及び入学資格
  - (1) 養成部門

課 程	農産園芸課程	果樹園芸課程	畜産課程
コース	野菜複合コース 花き複合コース	かんきつコース 果樹複合コース	大中家畜コース 養鶏コース
修業年限	2年	2年	2年
募集人員	40人	30人	10人
入学資格	学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項の規定に該当する者		

(2) 専攻科

種 類	農産専攻	園芸専攻	果樹専攻	畜産専攻
修業年限	2年	2年	2年	2年
募集人員	各専攻合わせて10人			
入学資格	次のいずれかに該当する者 (1) 短期大学（学校教育法第69条の2に規定する大学をいう。）において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者 (2) 都道府県立農業講習所において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者 (3) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。）において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めたる者			

5 学科試験科目

(1) 養成部門

ア 一般入学試験

必須科目 国語Ⅰ

選択科目 現代社会又は農業経営のうち1科目、数学Ⅰ又は農業基礎のうち1科目及び化学ⅠA、化学ⅠB、生物ⅠA又は生物ⅠBのうち1科目

イ 推薦入学試験

小論文

(2) 専攻科

ア 必須科目 農業経営

イ 選択科目 作物、園芸又は畜産のうち1科目

6 入学願書受付期間

(1) 養成部門

ア 一般入学試験

平成15年12月10日（水）から 平成15年12月24日（水）まで

イ 推薦入学試験

平成15年10月31日（金）から 平成15年11月12日（水）まで

(2) 専攻科

平成15年12月10日（水）から 平成15年12月24日（水）まで

(3) 郵送による場合は、養成部門及び専攻科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学

校長に提出すること。ただし、(2)に掲げる書類は、出願しようとする年度（以下「出願年度」という。）又はその前年度内に学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）及び出願年度内にこれらの学校を卒業する見込みの者又はこれらの学校教育を修了する見込みの者にあつては、添えることを要しない。

(1) 最終学校の調査書

(2) 健康診断書（出願年度又はその前年度内に保健所又は病院で診断を受けて作成したもの）

(3) 写真（出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル正方形のもの）

(4) 養成部門への推薦入学を希望する者にあつては、出身高等学校の長の推薦書

(5) 専攻科の受験を希望する者にあつては、入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙

8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。